ま ち づ く り 施 設	特定まちづくり施設
1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施	左欄に掲げる施設のうち、す
設その他これに類する施設として別に定めるもの	べてのもの
2 保健所、税務署、警察署、消防署、市町村保健センターその他の官公庁施設及 び郵便局	
3 博物館、美術館、資料館、図書館、研修所、学校(専修学校、各種学校及び自動車教習所を含む。)その他の教育文化施設	
4 鉄道駅、軌道停留所、バスターミナル、乗船場、航空ターミナルその他の公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設	
5 地下街、公共用歩廊	<u>-</u>
6 公衆便所	1
7 病院、診療所その他の医療施設	左欄に掲げる施設のうち、用
8 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の娯楽施設	途面積が300平方メート
9 集会所、公会堂、隣保館、公民館、結婚式場、葬祭場、火葬場その他の集会施設	ル以上のもの
10 展示場(ショールームを含む。)	
11 ホテル、旅館その他の宿泊施設	
12 飲食店、料理店、ダンスホール、カラオケボックスその他の飲食・遊興施設	
13 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他の金融機関その他これらに類するサービス業を営む施設	
14 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	左欄に掲げる施設のうち、用
15 体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場その他のスポーツ施設及びマー	途面積が1,000平方メー
ジャン店、パチンコ店その他の遊技施設	トル以上のもの
16 公衆浴場	-
17 一般公共の用に供される自動車車庫	
18 共同住宅、寄宿舎その他の共用部分を有する居住施設(以下「共同住宅等」	左欄に掲げる施設のうち、用
という。)	途面積が2,000平方メー
19 事務所	トル以上のもの
2 0 工場	
2 1 前各号の複合建築物	

## 別表第2(第3条第1項関係)

区 分	ま ち づ く り 施 設	特定まちづくり施設
		ガルよりノイソ心以
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定す	左欄に掲げる施設のうち、す
	る道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。)	べてのもの
公園施設	都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条に規定する都	左欄に掲げる施設のうち、す
	市公園	べてのもの
路外駐車場	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条に規定する路	左欄に掲げる施設のうち、駐
	外駐車場(駐車の用に供する部分に駐車場法施行令(昭和3	車場の用に供する部分の面
	2年政令第 $3$ 4 0 号)第 $1$ 5 条の規定により国土交通大臣が	積が500平方メートル以
	認める特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。)	上のものであり、かつ、その
		利用について駐車料金を徴
		収するもの(別表第1で定め
		る特定まちづくり施設の駐
		車場に該当するものを除く。
		)
主宅開発団地	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定に	左欄に掲げる施設のうち、開
	よる許可を受けて開発される住宅団地、土地区画整理法(昭	発区域の面積が5ヘクター
	和29年法律第119号)第2条に規定する土地区画整理事	ル以上のもの
	業により開発される住宅団地その他の主として住宅の用に供	
	する目的で開発される団地	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	各外駐車場	る道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。)  都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条に規定する都市公園  整車場法(昭和32年法律第106号)第2条に規定する路外駐車場(駐車の用に供する部分に駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。)  「本書記書」を受けて開発される住宅団地、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条に規定する土地区画整理事業により開発される住宅団地その他の主として住宅の用に供

## 別表第3(第3条第2項関係)

公共輸送車両等

区 分	車
鉄道車両	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供
・軌道車	する車両及び軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業
両	の用に供する車両
バス車両	道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期
	に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)が旅客の運送を行うためその事業の用
	に供する自動車(同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。)
船舶	海上運送法(昭和24年法律第187号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び
	日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除
	く。)を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶
航空機	航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の
	用に供する航空機